

令和8年4月24日	
第1回 事業場における労働者の健康 保持増進の在り方に関する検討会	資料3

議論の進め方について

第1回事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本検討会の主な論点（案）

【現状】

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、事業者に対して健康診断の実施を義務付け、労働者に対して健康診断の受診を義務付けるとともに、事業者に対して労働者の健康保持増進措置の実施を努力義務とし、原則的な実施方法として指針を定めている。
- 「攻めの予防医療」を進め、健康寿命の延伸を図ることで、皆が元気に活躍し、社会保障制度も含めた社会の支え手となることが求められている。
- 職場の健康診断実施強化月間等を通じて、職域におけるがん検診、歯周病予防、女性への健康支援等の周知啓発を行っている。また、これらの検診等は保険者との連携により、効果的に行われている場合がある。
- 労働施策総合推進法において、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じることが努力義務とされた。

上記を踏まえ、労働安全衛生法等の枠組みを活用し「攻めの予防医療」を推進するにはどのようなことが考えられるか。

○ 健康保持増進措置の位置付け

- ・ 必ずしも業務起因性等が認められない疾病予防に係る取組の推進の在り方について、どのように考えるか。

○ 健康保持増進措置の対象

- ・ 予防の対象として、現行の指針の中で示唆されているのは、「メタボリックシンドローム」、「メンタルヘルス」、「加齢に伴う筋力や認知機能等の低下」だが、これだけでよいか。（がん、歯周疾患、女性特有の健康課題等について、どう考えるか。）

○ 保険者との連携等の方策を通じた取組の強化等

- ・ 労働者の参画を促すため、どのような方策が考えられるか。また、労働者自身がさらに取り組むべきことは無いか。
- ・ 事業者と保険者との連携を一層強化すべきではないか。この際、連携による効果を上げる方策としてどのようなものが考えられるか。
（複数事業者が加入する同一保険者との連携など）
- ・ 取組の効率的・効果的な手法として、情報通信技術をどのように活用すればよいか。
- ・ 小規模事業者においても継続して取り組めるよう、地域の関係者・関係機関による支援体制づくりが考えられないか。
- ・ 施策の効果測定を行うため、国として、事業者の取組状況を把握すべきではないか。

○ 事業場が実施する治療と仕事の両立支援の取組への支援等

- ・ がん検診を受診した後の治療と仕事の両立支援を実現するための事業場への支援についてどう考えるか。

今後のスケジュール（案）

第1回検討会（令和8年4月24日）

- ・ 検討にあたっての背景等
- ・ 論点に係る意見交換

第2回検討会

- ・ 事業者等の取り組み事例のヒアリング
- ・ 論点に係る意見交換

第3回及び第4回検討会

- ・ 事業場における労働者の健康保持増進の在り方の検討